

公 示

北海道防衛局が行う随意契約を予定している工事への参加の申込について、以下のとおり公示します。

令和5年6月16日

支出負担行為担当官

北海道防衛局長 石倉 三良

(公印省略)

本工事は、稚内（４）整備場新設建築工事（前工事）の契約企業との随意契約を予定しております。ただし、必要となる要件を満たす企業等が同工事への参加を希望する場合には、一般競争入札を行いますので、同要件を満たすことを証明できる書類と共に、期限までに総務部契約課まで申し込んで下さい。

1 工事名

稚内（５）整備場新設建築追加工事

2 随意契約とする要件

本来一体とすべき構造物等（一体の構造物等として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）を、予算の都合などの理由により、やむを得ず分割したことによって生じた前工事に引き続き施工される一体不可分の後工事であって、前工事と施工者が異なる場合、契約不適合責任を明確に分離することが困難なもの。

3 申込期限

令和5年7月18日正午

4 参加の申込みに必要となる要件

前工事の「稚内（４）整備場新設建築工事」に係る契約不適合責任を含めた契約の成果を継承し、当該工事の目的を達成できる証明ができること。

5 本工事の工事図面等及び前工事の資料の交付場所

防衛施設建設工事電子入札システム

<http://www.dfeg.mod.jp>